

港湾荷役業におけるフォークリフトを起因物とする死傷災害発生事例（2017年）

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	労働者規模
5	11～12	<p>コンテナ置き場にて、コンテナの修繕作業中、別の会社の従業員がコンテナ吊り上げ中のフォークリフト（トップリフター）を後進させていたところ、ツイストロックの留具が本来90°で嵌るべきところが、45°程度だったため、移動の弾みで右の留具が外れた。コンテナ（3840kg）の右部分が接地し、程なく左側の留具が外れ、元来の吊り上げ位置から2mずれた地点に落下した。下にいた被災者がコンテナの下敷きになり死亡した。</p>	45	10～29
5	18～19	<p>コンテナターミナルにおいて、コンテナ専用大型機器（以下、トップリフター）を使用してリフト作業中、トップリフターより降車する際に運転席左側階段を使用し途中の足場まで降りた。足場から地面まで降りる為、乗降ステップに足（右足）を下ろそうとしたところ、左足が滑り高さ1m40cm程の位置から落下した。雨天後であったため足場が濡れていた。</p>	37	50～99
5	13～14	<p>埠頭内にて資材の片付け作業中、鋼製山留材の下に角材を3箇所敷いていたが、山留材をフォークリフトで持ち上げた際に真中1箇所の角材が山留材に食い込んでいた為、地面に降ろして剥ぎ取ろうとマストを急降下させたところ、角材片付け中の作業員の右手人差し指が角材と鋼製山留材の間に挟まれた。被災者がいた場所はフォークリフトの死角になっていた上、目視・声掛け確認を怠った為に事故が発生した。</p>	61	30～49
7	10～11	<p>コンテナ（40フィート、上部が空いていてシートで覆われた状態で、ロープで上下固定されたもの）の開コン作業をしていた。しゃがんでロープを緩めていく作業をしていた処、頭上にフォークリフトの高所作業台があることに気付かず、立ち上がろうとした際、当該高所作業台底部に頭左部をぶつけてしまい、その衝撃で首を捻</p>	41	1～9

		り、負傷したものである。（ヘルメットは被っていた。）		
7	6~7	標記1階荷捌場にてリーチリフト（1.5トン）を後進にて走行中速度を出し過ぎておりブレーキをかけようとしたがペダルがニュートラル状態であったために制動が効かず10番バースに接触しそうになり、無意識に左足を後方へ出してしまい壁とリフト間で挟み負傷したものである。	24	30 ~ 49
7	16~ 17	沿岸から船にコンテナをクレーンで積み込む作業を行っていた。コンテナをダブルで積み込む際に、フォークリフトでコンテナをセットし、コンテナにフォークリフトの爪が刺さっていることに気づかずバックした。爪が刺さったままバックしていたため、コンテナ上にいる作業員のことは確認しておらず、動いているコンテナから作業員が落下した。	52	10 ~ 29
9	16~ 17	倉庫でバン詰め作業終了後、作業員がコンテナを閉めようとしたが、閉まらなかった為、クランプリフトでコンテナのドアハンドルを押して閉めようとした。その際、被災者が左手でドアハンドルを持ってクランプで押し、ドアハンドルをフックに掛けようとした時、クランプがずれて、左手親指がはさまれ負傷した。	68	10 ~ 29
9	17~ 18	3号上屋北側のコンテナ貨物荷捌き場内にて、貨物入り12フィートコンテナのドアを閉めようとしたところ左側のドアに歪みが生じ、閉まらない為フォークリフトを使用し爪先でコンテナを持ち上げ左側のドアの歪みを直し作業員2名で閉め、次に右側のドアを閉めようとしたところ右側のドアにも歪みが生じた為、コンテナを降ろさなければ閉まらなると判断したフォークリフトオペレーターが右側のドアを閉めようとしている被災者の右足のつま先がコンテナの下に入っているのに気付かず、コンテナを降ろす操作をした為右足のつま先がコンテナと路面との間に挟まれ被災したものです。事故の原因はフォークリフトオペレーターが、被災者に対して降ろして良いのか声掛け確認又は退避を促す指示等の安全確認を怠ったことによる。	17	30 ~ 49

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to：https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_11.html